

平成29年度第9回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成29年12月26日(火)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター 2階 会議室			
開会時間	午後1時30分		閉会時間	午後2時25分
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子		
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝	4番	赤木 照章
	5番	酒井 剛之	6番	三原 正義
	7番	横儀 秋弘	8番	三町 秀美
	9番	坂本 正文	10番	川上 恵
	11番	江草 栄治	12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	10番	立原 孝生		
議事録署名委員	2番	小川 玲子	3番	向 靖弘
出席した職員	事務局長	松本 真典	事務局	平田 賢礼
	臨時職員	渡邊 由加利		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 欠 席 者 報 告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	平成29年度農用地利用集積計画(第47号)について
議案第2号	非農地証明申請について
議案第3号	農地法第3条による許可申請について
議案第4号	農地法第4条による許可申請について
議案第5号	農地法第5条による許可申請について
議案第6号	農地法第5条の規定による許可処分の取消について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	定刻となりましたのでただいまから平成29年度第9回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長よりご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	(挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして本日の農業委員の欠席者の報告をします。本日の欠席者は10番立原委員、以上の1名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては「会議規則第3条」の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名委員選任	議 長	本日の議事録署名委員を指名します。2番小川委員と3番向両委員にお願い致します。
議案第1号	議 長	議案第1号「平成29年度農用地利用集積計画(第47号)について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。ご意見ご質問あればよろしく申し上げます。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「平成29年度農用地利用集積計画(第47号)について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。異議なき旨回答させていただきます。
議案第2号	議 長	議案第2号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	7番 (推)	牧、草木、田頭地区担当の横儀です。受付番号0-3について報告します。場所は■■■■から■■■■の場所へあります。12月23日に園道委員と申請者の■■■■同行のもと調査しました。申請場所については■■■■とも約20年以上耕作されておらず現況についても既に山林化しており農地への復元は困難であると思われます。また隣接地についても影響がないものと思われます。申請地については農振地域外の農地です。
	議 長	ありがとうございました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。

	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第 2 号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第 3 号	議 長	続きまして議案第 3 号「農地法第 3 条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	12番 (推)	小畠地区担当の山内です。受付番号 3-20 について報告します。場所は [ ] から [ ] のところにあります。12月19日に若林委員と譲受人の [ ] 同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は [ ] と高齢であり維持管理が困難であることから今回譲渡したいとのこととあります。譲受人につきましては譲渡人の娘さんで生前贈与により農業を継承されるとのことです。申請内容については問題ないと思われます。 続いて 3-22 について報告します。場所は [ ] から [ ] のところへあります。12月18日に若林委員と [ ] 同行のもと調査しました。譲渡人は農業後継者もなくまた高齢でもあるため耕作することが困難であるため今回譲渡したいと申し出がありました。譲渡人につきましても現在意欲的に営農に取り組まれており今回の申請も規模拡大のためですと問題ないと思われます。
	2番 (推)	東油木、いちば、南油木担当の田村です。受付番号 3-21 について報告します。場所は [ ] から [ ] の場所へあります。12月24日に井上農業委員と調査しました。譲渡人は遠隔地に居住されているうえ高齢でもあるため耕作することが困難なため今回譲渡したいとのこととあります。譲渡人につきましては現在は町外にお住まいの方ですが当地に転居予定で申請地において数年かけて果樹を中心に米や野菜作りを行い農業経営を図りたいとのこととあります。
	議 長	報告を頂きました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	13番	3-21 なんですが新規就農ということですが土地を購入するにあたって補助金をもらったりして始める新規就農ですか。
	事務局長	補助金をもらうということはないです。今まで農地を持ってなくて新たに農業を始めるということとあります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第 3 号「農地法第 3 条に許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成)

		挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	続きまして議案第4号「農地法第4条による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。報告をお願いします。
	3番 (推)	安田、仙養地区担当の今井です。受付番号4-5について報告します。場所は[ ]から[ ]のところへあります。12月23日に美田委員と申請者である[ ]同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業振興地域の除外申請中ではありますがその他2種農地です。現在申請人と同居されている農業後継者である息子さんの住宅を新設したいということで現在の宅地は狭く新しく建てる場所も検討されましたが適当な場所もないため今回の土地を申請されました。土地の面積、資金証明についても問題ないと思われま
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ございましたらお願いします。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第4条による許可申請について」申請通り条件付き許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第5号	議長	続きまして議案第5号「農地法第5条による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をおこなっています。報告をお願いします。
	12番 (推)	小島地区担当の山内です。受付番号5-17について報告します。場所は[ ]から[ ]のところへあります。[ ]の[ ]になります。12月18日に若林委員と[ ]の代理人であります[ ]同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業振興地域の除外申請中ではありますが平成8年にほ場整備された農地ですが役場本庁より500m以内にあり市街化2種農地です。譲渡人の現在の[ ][ ]においては[ ]の裏にあり道路も狭く使い勝手も悪いため支障をきたしていました。また新しく[ ]ができて今後の会社運営を継続していくうえで利便性の良い申請地を購入したいとのことです。設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考えます。
	12番 (推)	続いて5-18について報告します。場所は[ ]から南に[ ]の場所にあります。12月18日に若林委員と譲渡人の[ ]同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業振興地域外で農業公共投

		資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。譲受人の住居は道路を挟んだ反対側にありますが現在駐車場がなく支障をきたしているということです。現在申請地には木々がありますが申請人が自分で処理して整地するという事で資金等は伴わないということです。土地利用計画図、被害防除措置計画書等については許可の要件を満たしていると考えます。
	12番 (推)	続いて5-19について報告します。場所は■■■■から■■■■の場所へあります。12月19日若林委員と代理人である■■■■と調査を行いました。申請のあった農地は農業振興地域の外で農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種の農地です。譲受人の住居は申請地の東側に隣接してありますが現在駐車スペースが狭く苦慮されています。また宅地周りを管理する際の使用資材を置くスペースもないため材木や土砂を置く資材置場としても利用したいとのこと。現在農振地域の除外申請中でありますが設計書、資金証明、土地利用計画、被害防除措置計画書等については許可の要件を満たしていると考えます。
	議長	ありがとうございました。5条申請について説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。 無いようでしたら採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農地法第5条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員会の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第6号	議長	続きまして議案第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取り消しについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取り消しについて」申請通り許可すること賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
	議長	本日ご審議頂く議案、並びに協議事項は以上ですので閉会とします。
		14時25分

